

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、きらやか銀行と仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成し、「お客さまに喜ばれ信頼され『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」を経営理念に掲げ、宮城と山形を結び、じもとの「人・情報・産業」をつないで地域社会の復興と繁栄にグループ役職員が一丸となって取り組んでおります。同時に地域金融グループとしての公共性、社会的使命を自覚した上で、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

すべての原則を実施しております。

平成28年6月当社の取締役就任以来、グループの戦略等を立案する経営戦略部門、会社の運営・企画等を行う総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役として選任しました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4いわゆる政策保有株式】

○政策保有株式に関する基本方針及び議決権行使の基準

当社は「政策投資株式規程」を制定し、目的、方針、議決権行使の基準を定めています。

1.政策保有株式に関する方針

政策保有株式については、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合や地域の開発、振興に寄与し地域の発展に貢献するなどの理由により、総資産に対して過大とならない範囲で限定的に保有することを基本的な方針としています。

保有後の管理については、適切な管理を行うとともに、取引状況、収益性及び今後の取引展開等を踏まえて定期的に検証し、継続保有もしくは売却・純投資への移行等を判断しています。

2.議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使に当たっては、提案されている議案について、株主価値の毀損につながるものでないかを確認するとともに、投資先企業の状況等を勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使します。

【原則1－7関連当事者間の取引】

当社では、取締役との競業取引及び利益相反取引は、「取締役会規程」に基づき、取締役会での審議・決議を要することとしています。

また、当社グループ内において、適正な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理方針や管理規程を定めているほか、グループ内における業務の健全性・適切性を確保するため、グループ内取引に係る基本方針や管理規程を定めた上、各統括部署の下で適切な管理体制を整えています。

【原則3－1情報開示の充実】

1.経営理念、経営戦略、経営企画等について

当社は、きらやか銀行と仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成し、「お客さまに喜ばれ信頼され『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」を経営理念に掲げ、グループ役職員が一丸となって宮城と山形を結び、じもとの「人・情報・産業」をつないで地域社会の復興と繁栄に貢献してまいります。

この経営理念を具現化するため、中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

当社ホームページURL(<https://www.jimoto-hd.co.jp>)

2.コーポレートガバナンスに関する基本方針について

(1)当社は、株主並びに投資家の皆様から広く信認を得るためには、株主の権利・平等性の実質的な確保が重要であるとの認識の下、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うとともに、株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。

(2)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は株主の皆様に加え、従業員、お取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。

(3)当社は、株主並びに投資家の皆様から適切な評価を得るため、法令に基づく開示はもとより、株主並びに投資家の皆様にとって有用性の高い情報について、自主的かつ迅速な情報開示に努めてまいります。

(4)当社は、監査役会設置会社の制度を採用し、監査役会による監査機能を活用するとともに、当社から独立した立場にある社外取締役を複数名選任し、取締役会の独立性を高めるとともに、社外の視点に基づく意見・提言を取り入れる体制とすることにより、透明性が高く、公正で健全な経営の実践に努めてまいります。

(5)当社は、株主総会の場合以外における株主の皆様との建設的な対話に努めるとともに、当社の経営方針や経営状況などを分かりやすく説明することに努めます。

3.取締役が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書「2. 1. 【取締役報酬関係】」に記載しておりますので、ご参照ください。

4.取締役候補及び監査役候補を指名するに当たっての方針と手続き

(1) 取締役及び監査役の資格

当社の取締役及び監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。

(2) 取締役及び監査役の指名手続

当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」における検討結果を基に当社の取締役会で審議、決定しております。

当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会で審議、決定しております。

(3) 候補者の選定及び解任の諮問結果の取りまとめ

「指名・報酬協議会」が、候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を委員が行った上、検討結果を取りまとめることとしております。

5.取締役、監査役の個々の選任、指名についての説明

代表取締役の選任と社外以外の各取締役・各監査役の選任・指名理由については、以下のとおり開示します。

また、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、本報告書「2. 1. 【取締役関係】【監査役関係】」に記載しております。

〔代表取締役〕

・鈴木 隆(再任)

平成25年6月の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的信用を有していることから代表取締役として選任しました。

・栗野 学(再任)

平成24年10月の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的信用を有していることから代表取締役として選任しました。

〔常務取締役〕

・御園生 勇郎(再任)

平成24年10月当社の取締役就任以来、会社の運営全般においてリーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、常務取締役として選任しました。

・坂本 行由(再任)

平成24年10月当社の取締役就任以来、グループの戦略等を立案する経営戦略部門、会社の運営・企画等を行う総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、常務取締役として選任しました。

〔取締役〕

・田中 達彦(再任)

平成24年10月当社の取締役就任以来、特に子会社管理のリスク統括部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役として選任しました。

・高橋 博(再任)

平成25年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の人事・総務・推進部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役として選任しました。

・高橋 幹男(新任)

子会社であるきらやか銀行の人事部長をはじめ、営業統括部長、中央営業部長及び営業本部兼営業推進部長の要職を歴任、平成28年6月からは常務取締役として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役として選任しました。

・斎藤 義明(再任)

平成25年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の融資・市場部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役として選任しました。

・早坂 徳四郎(再任)

平成28年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の営業推進部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役として選任しました。

・香川 利則(再任)

平成28年6月当社の取締役就任以来、グループの戦略等を立案する経営戦略部門、会社の運営・企画等を行う総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役として選任しました。

〔監査役〕

・熊谷 廣安(新任)

営業店長を2店舗・4年歴任し、また、4年間の事務部・監査部長としての実績から、実務経験に基づいた提言や意見、並びに公正かつ中立な立場での経営全般の監督機能の発揮が期待できることから、選任しました。

【補充原則4-1-1経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規程において取締役会決議事項の範囲を定めています。

その上で、取締役会の下に社外取締役を除く取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を設置し、取締役会で決定した経営方針に基づいて、取締役会の決議事項以外の事項で、その具体的な業務執行方針等を定め、また、業務執行に関し取締役会より委任を受けた重要事項について決定又は協議し、併せて業務執行の全般的統制を図る体制としています。

【原則4-8独立社外取締役の有効活用】

当社では、独立性のある社外取締役を複数名選任し、社外の視点に基づく意見・提言を取り入れる体制とすることにより、取締役会における経営監督機能の充実に努めております。

現在、全取締役12名のうち、2名が独立社外取締役です。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、本報告書の「2. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1取締役の選任に関する方針、手続き】

取締役の選任に関する方針・手続については、上記【原則3-1】4.「取締役候補者及び監査役候補者を指名するに当たっての方針と手続き」を

ご参照ください。
なお、取締役及び監査役の員数については、当社の定款に取締役は12名以内、監査役は5名以内と定めています。

【補充原則4－11-2取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任】
取締役及び監査役の他社との兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書等において従来から開示しています。
また、その兼任状況は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役会又は監査役会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えます。

【補充原則4－11-3取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】
取締役会の実効性評価については、取締役会の構成、運営状況及び取締役の活動状況などを基に事業年度毎に取締役会が自己評価を実施いたします。

平成28年度の実効性に関する評価結果の概要は以下のとおりです。

- 1.分析・評価の方法
全取締役が、アンケート方式で自己評価を行い、その結果、課題等意見を分析し評価を行い、取締役会の改善等に活用してまいります。
- 2.分析・評価結果の概要
平成28年度の評価として、取締役会は適切に運営されており、取締役会全体の実効性は確保されていると評価します。
なお、アンケートの意見、コメント等に基づき更なる改善に努め、取締役会の実効性向上に努めてまいります。
- 3.今後の課題等
取締役会における議論・協議の更なる活性化を図るべく、重要議案の絞込み、現状を踏まえた長期的視点の議論など更なる充実を図ってまいります。

【補充原則4－14-2取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社は、取締役及び監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることを奨励し、外部機関が提供する講習なども含め必要となるトレーニング機会の提供や斡旋を行うとともに、必要と認める費用の支援を行っております。

【原則5－1株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、「株主との建設的な対話を促進するための方針」を定めており、本報告書で以下のとおり開示いたします。

＜株主との建設的な対話を促進するための方針＞

1. 目的
当社グループの経営戦略や財務状況等に関して、株主からの確に理解され、信頼と正当な評価を得ることにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とします。
2. 対話を促進するための体制
代表取締役は、株主との対話全般を統括します。株主からの対話の申込みに対しては、総合企画部担当役員を責任者として、総合企画部が対話の申込み窓口となります。総合企画部は、経理部・経営戦略部等の関連部門と連携することにより、各種の経営情報を適切に提供します。
3. 個別の対話以外の手段の充実
株主との建設的な対話は、株主総会以外に、IR説明会を継続的に実施します。また、IR説明会に関する情報を当社ホームページに掲載するほか、ディスクロージャー誌などにより、分かりやすい情報の開示に努めます。
4. 社内へのフィードバック
株主との対話のなかで把握した意見等は、総合企画部担当役員から経営会議を通じて経営陣に報告します。
5. インサイダー情報の管理
株主との対話に際しては、インサイダー取引の未然防止を図るため、社内規程の定めに基づき、重要な会社情報を適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,440,700	5.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	5,747,900	3.21
きらやか銀行行員持株会	5,635,515	3.15
株式会社みずほ銀行	3,300,000	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,176,900	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,606,400	1.45
三井住友海上火災保険株式会社	2,485,750	1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,104,200	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,959,800	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	1,871,900	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

||
||
||

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷 満	他の会社の出身者											
内藤 和暁	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷 満	○	同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。	熊谷満氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場で取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。
内藤 和暁	○	同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。	内藤和暁氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ中立な立場で取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

任意の委員会の有無	あり
-----------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議会	4	2	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議会	4	2	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の報酬及び取締役候補者の指名を検討するに当たっての透明性・公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬協議会」を設置しております。「指名・報酬協議会」は、社外取締役2名を含む4名の委員で構成し、委員長は社外取締役が務めています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

外部会計監査人と監査役及び内部監査部門は、定期的に連絡会を開催し十分な連携を確保しています。また、内部監査部門による監査結果及び監査指摘事項に係る改善状況等については、監査役が出席する取締役会へ定期的に報告する体制としているほか、必要に応じて内部監査部門に報告を求めることにより、監査役との連携を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 吉明	公認会計士													
三浦 俊一	その他													
高橋 節	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 吉明	○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	伊藤吉明氏は、公認会計士として財務・会計面における専門的な知識と経験を有しており、公正かつ中立な立場で社外監査役としての役割を適切に果たしていただけることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。
三浦 俊一	○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	三浦俊一氏は、宮城県庁において環境生活部長、産業経済部長、総務部長を歴任し培ってこられた行政経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場で社外監査役としての役割を適切に果たしていただけることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。
高橋 節	○	同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。	高橋節氏は、山形県庁において農林水産部長、健康福祉部長、副知事を歴任し培ってこられた行政経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場で社外監査役としての役割を適切に果たすことが期待できると判断したことから、社外監査役として選任しております。また、一般株主との利益相反のおそれがないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員に指定しております。
当社は、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

- (1)当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であったことがないことを要件に加える。
(2)社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であったことがないこと。
- (3)当社グループの役員等（注2）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の、配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、又は当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
- 3.(1)当社または中核子会社（注4）を主要な取引先（注5）とする者、又はその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
(2)当社または中核子会社の主要な取引先である者、又はその親会社若しくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
4. 当社または中核子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
5. 当社グループから役員等を受け入れている会社、又はその親会社若しくはその子会社の役員等ではないこと。
5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等でなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. また、弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

（注2）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）をいう。

（注3）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

（注4）「中核子会社」とは、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行をいう。

（注5）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成28年6月21日開催の第4期定時株主総会において、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役及び当社子会社の取締役(社外取締役を除きます。)に対し、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式を信託を通じて取得します。取得した当社株式等は、対象となる取締役に対して、当社グループが定める役員株式給付規程に従って本信託を通じて給付します。本信託は、平成28年8月19日に信託契約を締結し、同日から信託を開始しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

企業内容の開示等に関する内閣府令に基づき有価証券報告書において、全取締役の総額を開示しております。当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた役員区分毎の限度額の範囲内で、役員毎に基本報酬額を定めております。なお、役員区分毎の限度額は、取締役の報酬等の額が年額1億8千万円以内(うち社外取締役の報酬等の額が年額2千万円以内、株式報酬 4千万円以内)、監査役の報酬等の額が年額6千万円以内としております。また、取締役の年額報酬等の額には、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。当社には1億円以上の報酬等(主要な連結子会社の役員としての報酬等を含む)を受けている役員はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

○取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

1. 取締役の報酬を決定するに当たっての方針

取締役の報酬を決定するに当たっての方針としては、当社グループの経営方針の実現、持続的な成長を可能とするよう、業績向上への貢献意欲も高める事を目的としております。また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社として適切な水準を決定することとしております。

2. 取締役の報酬の種類

当社の取締役が受ける報酬等は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」と、単年度の業績等に応じて支給する「賞与」ならびに複数年度の業績等に応じて支給する「株式報酬」としてしております。但し、社外取締役は、「基本報酬」のみとしております。また、監査役の報酬は「基本報酬」のみとしております。

3. 取締役の報酬を決定する手続

株主等利害関係者に対して納得性のある報酬水準とするため、「指名・報酬協議会」で当社の取締役報酬額の検討を行い、その結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定します。なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役がその職務遂行上必要となる情報については、取締役会の事務局である総合企画部の担当役員や総合企画部の事務局を通して提供する体制としております。取締役会の議案については、開催に先立ち、総合企画部の担当役員や総合企画部の事務局が事前に概要の説明を行っております。

社外監査役が、その職務遂行に必要となる情報については、常勤監査役やその職務を補助する監査補助使用人を通して提供する体制としております。

なお、社外取締役及び社外監査役を構成員とする「社外役員連絡会」を定期的に開催し、取締役会の運営についての意見交換等情報の交換や認識の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行、監督の機能

イ. 取締役・取締役会

取締役会は、取締役12名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、原則として毎月1回開催しており、当社及び当社が経営管理を行う子会社等の経営方針や経営上の重要な業務執行に関わる意思決定を行っております。

ロ. 経営会議

取締役会の下に取締役から構成される経営会議を設置し、取締役会において決定した経営方針に基づいて、その具体的な業務執行方針等を定め、また、業務執行に関し取締役会より委任を受けた重要事項について決定又は協議し、併せて業務執行の全般的統制を図る体制としております。経営会議は、社外取締役を除く取締役10名、常勤監査役1名で構成され、原則として週1回開催しており、機動的な運用を行える体制としております。

ハ. その他

取締役会の受任事項に基づき、重要な経営課題である分野ごとに「グループリスク管理委員会」「グループコンプライアンス委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を敷いております。各委員会は原則として毎月1回開催しております。

(2) 監査・監督の機能

イ. 監査役・監査役会

監査役会は監査役4名で構成されており、各監査役は、取締役会等の重要会議への出席や業務及び財産の状況調査を通して、独立の立場から取締役の業務執行を監査しております。

ロ. 内部監査

当社内の他の部門から独立した監査部を設置し、取締役会の承認を受けた「年度内部監査計画」に基づき、内部監査を実施し、監査結果については、取締役会に定期的に報告を行っております。

(3) 指名・報酬決定の機能

イ. 指名・報酬協議会

取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、社外取締役及び代表取締役にて構成する「指名・報酬協議会」を設置し、公正かつ透明性の高い手続きを行うこととしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の制度を採用し、監査役会による監査機能を活用するとともに、当社から独立した立場にある社外取締役を複数名選任し、取締役会の独立性を高めるとともに、社外の視点に基づく意見・提言を取り入れる体制とすることにより、透明性が高く、公正で健全な経営の実践に努めており、経営の健全性確保に十分な役割を果たすものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月27日開催の第5期定時株主総会の招集通知を平成29年6月8日に発送いたしました。また、発送日前に、TDnetや当社のウェブサイトへ公表し、開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会が集中する日を避け、第5期定時株主総会を平成29年6月27日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆さまの利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能としています。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の開催を予定しております。 山形県7ヶ所、宮城県5ヶ所での開催としております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、会社説明会資料等を掲載しております。 (https://www.jimoto-hd.co.jp)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主をはじめ取引先や地域社会など様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるため、平成27年4月にグループにおける中期経営計画を策定しました。 「本業支援」の進化・発展を中期経営計画の柱の一つと位置付け地元中小企業の様々な経営課題の解決を支援することで、事業発展や地域産業の活性化に貢献することを目指しています。 また、当社は、被災地の金融グループとして、被災企業への協調融資や再生支援、被災地での巡回式移動店舗の営業などを通じ、震災復興支援に積極的に取り組んでいるほか、子銀行に「地方創生推進グループ」を設置し、地方創生への取り組みを強化しており、本業支援を通じ、地域経済の活性化に取り組んでいます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、環境負荷の軽減を図る取り組みをグループ会社とともに継続的に推進しています。また、グループ会社において環境関連商品の提供を通して、環境保全に取り組まれているお客さまを支援しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時、適切な会社情報の開示は重要な経営課題であることを十分に認識し、その認識を实践するため、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を実施することに努めています。また、非財務情報を含む法令に基づく開示以外の情報についても、当社ホームページなどを通じて開示を行っています。
その他	当社では、グループ内において、女性の活躍や男女ともに仕事と家庭の両立ができる環境づくりに積極的に取り組んでいます。 1. 女性管理職の積極的な登用 2. 有給休暇・シーズン休暇の取得推進等ワーク・ライフ・バランス推進の取り組み 3. 各家庭状況に合わせた勤務体制等多様な働き方を支援する取り組み 4. 育児休業取得者に対する、職場復帰をスムーズにするためのカリキュラムを組んだ研修の実施 5. パート・臨時職員の正職員への登用 今後も、ワークライフ・バランスの充実により、さらなる女性の参画拡大や男女ともにいきいきと

働ける企業グループを目指し積極的に活動を続けます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、以下のとおり、「内部統制基本方針」を制定する。

1. 取締役及び使用人(グループ会社の取締役及び使用人を含む)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。
(2) 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。
(3) 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。
(4) 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
(5) 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。
(6) 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。
(2) 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
(3) 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。
(4) 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。
(5) 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
(2) 取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。
当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
(2) 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
(3) 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
(4) 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
(5) リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
(6) 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
(1) 監査役は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査役の職務を補助すべき使用人(以下、「補助者」という)の配置を求めることができる。
7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
8. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会へ報告する。また、監査役会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。
(2) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該監査役会へ報告する。
(3) 上記(1)及び(2)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統

制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針及び反社会的勢力対応マニュアルを制定しております。また、リスク統括部において反社会的勢力に関する情報を統括管理し、子会社における反社会的勢力との取引を排除するための取組みを支援するために、外部専門機関との連携等を行います。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示に係わる社内体制】

会社情報の適時開示に係わる統括部署を総合企画部として、以下の体制により情報開示を行っています。

本部各部および連結子会社からの情報を速やかに総合企画部に情報を集約し、適時開示規則に則り開示要否の判定を行います。

開示すると判断した場合、総合企画部は該当事項の本部担当部署と協議のうえ開示資料を作成し、決定事実と発生事実に分け、所定の手続きを執った上で、速やかに情報開示を実施しております。

なお、適時開示の適正性確保のため、内部監査部門が適時開示情報の管理・取扱状況などについて監査を行っています。

【適時開示体制の概要】



